

第 2 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 2 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 3 年 2 月 5 日 午前 1 0 時 1 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保			
3	岸 正 二			
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子			
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子			
8	下 田 三 徳			
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子			
11	須 田 和 敏			
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実			
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司			
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 9 番	齊藤 由香	委員
	議席 1 2 番	青木 明雄	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤 正幸	
	統括主幹 (農地調整係長)		吉田 徳之
	統括主幹 (農業振興係長)		狩野 康信
	主 事	中嶋 辰哉	
	農 林 課	主事 綿貫 雄太	
		主事 金子 智	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前 9 時 3 0 分>

事務局

おはようございます。

本日の総会から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため群馬県の警戒レベルが「3」から「4」に引き上げになったことに伴い、出席委員を縮小しての開催となります。警戒レベルが「3」となり、通常体制に戻る状況になるまでの当分の間、縮小しての総会、農政部会となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いしたいと思います。

議 長

皆さん、おはようございます。

先ほど事務局長が言ったように、コロナ禍の中での開催でありますので、よろしくお願いします。

始まる前に、会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

それでは、令和2年度第23回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お謀りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号9番、齊藤由香委員、議席番号12番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号 9 番、齊藤由香委員と議席番号 12 番、青木明雄委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第 3、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の 1 ページをお願いいたします。

農地法第 4 条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第 4 条関係の許可番号 4 の 39 番の 1 件について、令和 3 年 1 月 20 日に意見聴取をいたしました。同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答がありましたので、渋川市農業委員会会長専決規程第 2 条に基づき、同日付けで許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第 4、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の 3 ページ

をお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから7ページに記載の番号1番から14番の14件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、9ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の11ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページから15ページに記載の番号1番から6番までの6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、取得した権利の種類は、いずれも所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の17ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、17ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を野村隆第2班長、子持、赤城、北橘地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

1月28日に実施しました、第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、青木明雄委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、野村の4名で実施いたしました。

渋川、小野上地区の今回の許可申請は、第5条による申請が6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

5条申請であります。議案書の23ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は山林となっています。問題はないかと思われま

す。申請番号5の2番の現地は、東は道路、西と北は田、南は宅地となっています。問題はないかと思われま

す。24ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は一体利用している宅地となっています。問題はないかと思われま

す。申請番号5の4番の現地は、東と北は道路、南と西は山林となっています。問題はないかと思われま

す。申請番号5の5番の現地は、東は宅地と畑、西と北は道路、南は道路となっています。問題はないかと思われま

す。25ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。問題はないかと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認をした結果、

議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長、お願いします。

1 番

第2班の現地調査報告をいたします。

令和3年1月28日に実施いたしました。地区は、子持、赤城、北橘です。参加者は、角田壽一委員、石田玉枝委員と私、星野。事務局は、狩野係長、山口主事の合計5名で実施いたしました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が9件、合計10件でありました。

なお、議案書の27ページの申請番号5の13番については、取下げがありましたので、現地調査は割愛いたしました。

はじめに、4条申請であります。議案書の21ページになります。

転用の目的は宅地拡張用地ですが、周辺の状況は特に問題ないと思われます。

次に5条申請であります。25ページからです。

転用の目的は、一般住宅用地が6件、貸住宅拡張用地が1件、駐車場及び資材置場用地が1件、露天資材置場用地が1件の合計9件でありました。いずれも、周辺の状況は特に問題ないと思われます。

なお、この現地調査の前に事務局から農地区分について説明を受け、現地調査をさせていただきました。

以上で第2班の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、農林課の担当者から説明をお願いいたします。

農林課

農林課の金子です。よろしくお願いします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書の1ページからの農用地区域変更申出一覧表をご覧ください。

これは、昨年12月15日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、変更が認められたものです。

1ページをご覧ください。

最初に渋川地区の除外になります。ナンバー11については、協議会后に申し出の取下げがあったので、欠番になっています。除外数は13筆です。内訳は、田3筆、4, 178平方メートル。畑10筆、5, 322平方メートル。合計13筆、9, 500平方メートルとなります。

2ページをご覧ください。

渋川地区の編入になります。編入数は18筆です。内訳は、田1筆、214平方メートル。畑17筆、5, 577平方メートル。合計18筆、5, 791平方メートルとなります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地の面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.37ヘクタールの減で642.62ヘクタールになります。

3ページをご覧ください

小野上地区の除外になります。除外数は3筆です。内訳は、畑3筆、1, 975平方メートル。合計3筆、1, 975平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地の面積は、0.20ヘクタールの減で182.63haになります。

4ページをご覧ください。

子持地区の除外になります。除外数は20筆です。内訳は、田2筆、

198平方メートル。畑18筆、6,679平方メートル。合計20筆、6,877平方メートルとなります。

5ページをご覧ください。

子持地区の編入になります。編入数は8筆です。内訳は、畑8筆、4,881平方メートル。合計8筆、4,881平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地の面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.2haの減で740.94haになります。

6ページをご覧ください。

赤城地区の除外になります。除外数は4筆です。内訳は、田1筆、580平方メートル。畑3筆、1,560平方メートル。合計4筆、2,140平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、0.2ヘクタールの減で1,522.56ヘクタールになります。

7ページをご覧ください。

北橘地区の除外になります。除外数は11筆です。内訳は、田2筆、998平方メートル。畑6筆、3,366平方メートル。合計8筆、4,364平方メートルとなります。

続いて、令和2年4月受付北橘地区継続案件になります。除外数は1筆です。内訳は、畑1筆、644平方メートル。合計1筆、644平方メートルとなります。

8ページをご覧ください。

北橘地区の編入になります。編入数は10筆です。内訳は、畑10筆、6,273平方メートル。合計10筆、6,273平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、0.13ヘクタールの増で835.20ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。

ご協議のほどよろしくお願いします。

議長

農林課の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

4番

はい。4番、角田。

議長

はい、4番、角田壽一委員。

4番

赤城地区のナンバー4の件で、12月15日にもお尋ねした経過があるのですが、社員用避難所用地ということで、時節柄、コロナの避難所用地というニュアンスの説明があったと記憶しています。

1 か月、2 か月近くたち、状況は一変してきています。保健所の指示に従わない患者さんや病院から抜け出す患者さんというのも報道されています。地域として、また周辺の方々の心情として、本当にそういう目的であるのならば、何やら建物はもう建っているというような説明もあったと思いますが、しかと確認していただいて、後々支障のないようにできればと思うのですが、いかがなものでしょうか。

もう一度確認させてもらえればと思います。

農林課

赤城地区のナンバー4について、社員用避難所用地と書かせていただいているのですが、コロナウイルス感染症に罹った方をそこに置くということではなく、あくまでもリスクを低減させる目的で、県外の人とそこで従業員をしてる人とを離す、感染リスクを減らすための第二事務所のようなかたちで利用するという事です。そういった整理で県とも協議したいと考えているところです。

4 番

事が事だけに慎重に進めていただければ、農業委員会の方でも有り難いと思いますし、またこのような施設が必要でなくなることを願うところでもあります。いかんせん、注視していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長

ほかに何かご意見ございますか。

1 番

はい。1 番、星野。

議 長

はい、1 番、星野安久委員。

1 番

参考までにお伺いしたいのですが、農振除外の申し出が出された件数と、今回こうして上がってきた、許可になる見込みの件数というのはおそらく違うと思うのですが、どのくらいの件数が外れたのでしょうか。

農林課

申し出のうち、どのくらい否認になるかという質問でよろしいでしょうか。

1 番

要するに、申請が出て、今回除外が許可にならないものについて、件数がどのくらいか。

農林課

県との協議の中で、認められる、認められないということがあって、一概に何割が、というのがお答えしづらいところではあります。
およそになってしまいますが、大体3、4件くらいは申出が否認に

なるかなというところです。

1 番 毎回大体そんな感じですか。

農林課 そうですね。もちろん、年によって前後はありますが。

議 長 ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の
変更については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第1号、渋川市農業委員会農地
台帳点検等実施規程の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
渋川市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について、農
業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容について、ご説明いたします。

平成28年4月1日、農業委員会法が改正され、農業委員会委員の
選出方法が選挙制から、地域の農業者等からの推薦、公募により候補
者を選出し、議会同意を経て市長が委員任命する制度に変更になりま
した。

この度、渋川市における条例、規則の見直しの結果、規程の第3条
第1項中に「選挙資格」等の文言が削除されずに改正漏れでありまし
たので、農業委員会等に関する法律に則り、所要の改正をしようとし
るものであります。

なお、2ページが改正の新旧対照表、3ページから7ページが改正
後の規程の全文であります。

施行日は、令和3年3月1日としたいものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。
ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、渋川市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正
については、原案どおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。
続きまして、議事日程、第11、議案第2号、渋川市農業委員会部
会会議規則の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第2号、渋川市農業委員会部
会会議規則の一部改正についてご説明いたします。議案書の9ページ
をお願いします。

渋川市農業委員会部会会議規則の一部改正について、農業委員会の
議決をお願いするものでございます。

内容について、ご説明いたします。

部会の設置につきましては、農業委員会等に関する法律第16条第
1項において設置できる旨が規定されており、同条第5項で「部会の
委員の定数は条例で定める。」と規定されております。

しかしながら、この度、渋川市における条例、規則の見直しにより、
部会の定数について、条例では定めておらず、渋川市農業委員会部会
会議規則で定めていることが判明いたしました。

なお、渋川市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例につい
ては、令和2年12月市議会定例会に上程議決され、同時に条例の第
3条と第4条の並び替えを行ったため、当会規則の第1条中の第4条
を第3条とする改正の必要が生じたものでございます。

10ページが改正の新旧対照表、11ページから17ページが改正

後の規則の全文でございます。

施行日は、令和３年３月１日としたいものです。

以上で議案第２号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第２号、渋川市農業委員会部会会議規則の一部改正については、原案どおり決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

続きまして、議事日程第１２、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号３の１番から３の５番の５件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書の２０ページの申請番号３の４番については、１月１８日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の１９ページをお願いいたします。

議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号３の１番から３の５番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号３の１番及び３の３番の２件につきましては、農業経営規

模拡大のための申請となります。

申請番号3の2番につきましては、農業経営効率化のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

議案書の20ページをお願いいたします。

申請番号3の5番につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の4番は取下げとのことですので、申請番号3の4番を除く、申請番号3の1番から3の5番の4件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

18番

はい。18番、高橋。

議長

はい、18番、高橋昭彦委員。

18番

申請番号3の5番についてお聞きしたいのですが、受人はどういう方なのか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

この方は、赤城町の法人でそばを経営している方のお兄さんに当たります。本来は赤城で一緒にそばを作っていたのですが、お兄さんが独立しまして、みなかみ町でそばを栽培するということで、この4筆について平成28年5月に農地法第3条の仮登記をしたのち、農業委員会に売買の申請をしましたが、新規就農が必要で、3年3作という当会の基準に満たないということで、一度は取り下げました。

この度、3年を経過して、農地を取得したいということで、当会からみなかみ町農業委員会に照会をいたしましたところ、しっかりとそばを栽培しているということで回答を得ております。したがって、

そういう事情で今回取得の申請に至ったということです。
よろしくお願いいたします。

議 長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号3の4番を除く、申請番号3の1番から3の5番の4件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の4番を除く、申請番号3の1番から3の5番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号4の4番の1件については、許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の4番の1件については、議案のと
おり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定に
よる許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から5の16番の16件を上程し、審議いたしま
す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請につきましてご説明いたします。
説明に入る前に、議案書の27ページの申請番号5の13番につい
ては、1月18日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、
欠番でお願いいたします。
それでは、説明に入らせていただきます。議案書の23ページをお
願いいたします。
議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のと
おり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決
定を総会にお願いするものです。
申請番号5の1番から5の16番につきまして、権利関係、申請地
の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等
については、議案書に記載のとおりです。
申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

24ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、埋蔵文化財調査のための一時転用申請であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

25ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

26ページをお願いいたします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

27ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

28ページをお願いいたします。

申請番号5の16番は、北橘行政センターから約330メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の13番は取下げとのことでありますので、申請番号5の13番を除く、申請番号5の1番から5の16番の15件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第5号、申請番号5の13番を除く、申請番号5の1番から16番の15件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号5の13番を除く、申請番号5の1番から16番の15件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第15、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の29ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年3月1日を予定しております。

計画概要につきましては、29ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が16人、借受人が10人、筆数が26筆、面積が34,510.32平方メートルです。この個別の内訳は、30ページから31ページ記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

番号1番から26番の26件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号1番から26番の26件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、承認することに決しました。

以上をもちまして、第23回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時15分>